

議案第 23 号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する手数料の部許可申請の款 3, 000 平方メートル未満の項中「3, 000 平方メートル未満」を「3, 000 平方メートル以下」に改め、同款 5, 000 平方メートル未満の項を削り、同部変更の款 3, 000 平方メートル未満の項中「3, 000 平方メートル未満」を「3, 000 平方メートル以下」に改め、同款 5, 000 平方メートル未満の項を削り、同表開発行為（建築等）に関する証明手数料の項の次に次のように加える。

宅地造成又は 特定盛土等に 関する工事中 間検査申請手	敷地の面積	0.3 ヘクタール以内	1 件	2,700
		0.3 ヘクタールを超え 2 ヘクタール以内	1 件	5,400

数料	2ヘクタールを超え4ヘクタール以内	1件	10,800
	4ヘクタールを超え7ヘクタール以内	1件	21,600
	7ヘクタールを超え10ヘクタール以内	1件	37,800
	10ヘクタールを超える	1件	54,000

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。